

## 西淀川区生涯学習推進員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西淀川区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- (1) 生涯学習ルーム事業の支援
- (2) 西淀川区生涯学習推進事業（研修含む）への参画と協力
- (3) 地域住民に対する学習相談や生涯学習事業に関する情報提供
- (4) 地域の学習課題やニーズの把握
- (5) 生涯学習にかかる地域人材の発掘

### (委嘱予定者の推薦)

第3条 区長は、各校下の生涯学習ルーム運営委員長の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

### (細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、西淀川区長が定める。

### 附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。